

18 石綿（アスベスト）廃棄物の処理について

建築物の解体工事や改修工事に伴って生ずる石綿廃棄物は、排出事業者（元請業者）の責任において適正に処理する必要があります。
処理の方法は、石綿廃棄物が飛散性か、非飛散性かによって異なります。

[解説]

<石綿廃棄物の処理フロー>

廃石綿等（飛散性のアスベスト）→特別管理産業廃棄物

廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものとして次に掲げるもの。

- ① 建築物その他の工作物から石綿除去事業により除去された吹付石綿
- ② 石綿建材除去事業により除去された次のもの
イ：石綿保温材 ロ：けいそう土保温材
ハ：パーライト保温材
ニ：人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③ ①及び②のものを除去する際に用いられたプラスチックシート、防じんマスク、作業着等で石綿が付着しているおそれのあるもの等

石綿含有産業廃棄物（非飛散性のアスベスト）→産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）

保管

[規則8条の13関係]

- ・周囲に囲い
- ・表示
- ・他の廃棄物との分別
- ・梱包など飛散防止のために必要な措置

収集運搬

[令6条の5関係]

- ・他の廃棄物と分別
- ・廃棄物が飛散、流出しないよう措置を講ずる 等

中間処理

無害化処理施設

環境大臣が認定
迅速安全な無害化処理の促進

溶融施設

都道府県知事が許可
1,500度以上で溶融

保管

[規則8条関係]

- ・周囲に囲い
- ・表示
- ・他の廃棄物との分別
- ・梱包など飛散防止のために必要な措置

収集運搬

[令6条関係]

- ・飛散、流出等しないよう措置を講ずる
- ・破碎することのない方法
- ・他の廃棄物と区分

管理型最終処分場

埋立処分

[令6条の5関係]

- ・大気中に飛散しないように、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で2重に梱包すること。
- ・最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。
- ・表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

埋立処分

[令6条関係]

- 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を処分し若しくは再生したことにより生じた廃棄物
- ・溶融処理生成物は、鉱さいに該当するものとして扱う。
 - ・上記、鉱さいのうち環境大臣が定める基準に適合するものは、安定型産業廃棄物とする。

安定型最終処分場

埋立処分

[令6条関係]

- ・最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。
- ・埋立地の外に飛散し、流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

★詳細はホームページをご覧ください http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/ishiwata.htm

石綿は、天然に産出する極めて細い繊維状の鉱物のうち、工業用原材料として使用される鉱物の総称です。

石綿製品の製造、使用は段階的に禁止されており、平成18年9月1日からは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する石綿含有製品の製造、輸入、使用等が禁止されています（化学プラントの配管接合部分に使用されるシール材など代替が困難な一部の製品を除く）。

石綿は、その繊維が極めて細く、容易に空気中に浮遊します。このため、人が呼吸により吸入しやすいという性質を持っており、吸入した石綿は中皮腫や肺がんなどの原因になります。